

平成26年度 自然環境保全課 組織目標

組織の使命	多様な主体との連携・協働のもとに、ふるさと滋賀の生物多様性の保全・再生をめざす。			
目標項目	目標設定の理由	目標値 (いつまで・どこまで達成するのか)	26年度目標値	目標達成に向けての 実施方策・スケジュール
生物多様性の保全・再生の仕組みの構築	<p>◆平成25年度に着手した(仮称)滋賀生物多様性地域戦略を平成26年度に策定し、本県における生物多様性の保全・再生の基本指針に位置づけていく。</p> <p>◆生物多様性の保全・再生にあたっては、行政による施策推進だけでなく、多様な主体の自律的な参加と連携が必要である。</p> <p>◆ラムサール条約に指定された琵琶湖をフィールドに育成した子どもたちを国際交流に派遣し、次代の生物多様性保全を担う人材を育成することが重要である。</p>	<p>(1)生物多様性を基本とした施策推進のための仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度末まで:戦略策定 ・平成27年度以降:戦略に位置付けた施策の推進 	<p>○生物多様性地域戦略の策定 ＜目標値＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)滋賀生物多様性地域戦略の策定 ・県民参加による戦略策定のためのタウンミーティング開催 6会場 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集(生態系サービス情報、生物多様性関連施策情報等) ・前年度の成果(ワーキンググループ、専門家会議等)をベースに議論・検討(専門家会議、庁内検討会議、環境審議会) ・行動計画の策定 ・戦略素案の作成 ・県民参加による戦略策定(タウンミーティングの開催) ・環境審議会答申 ・県民意見の聴取(パブリックコメント) ・策定に係る合意形成(県政経営会議、議会報告等)
		<p>(2)多様な主体の参加による生物多様性の保全・再生の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度末まで:地域連携保全活動の拠点設置、支援活動開始。 ・平成27年度以降:県が側面支援し、多様な主体が自律的に活動する状況を目指す。 	<p>○地域連携保全活動への支援の実施 ＜目標値＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動主体間のマッチング 5組 <p>○ボランティアや地域団体等の参加による取り組みの推進 ＜目標値＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体と協働の取り組み 15回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域戦略の策定作業と併せて、地域連携保全活動を開始する(自然環境保全課および分室)。 ・生物多様性保全活動に係る関係者間の連携や協力のあっせん ・専門家の紹介・情報提供・助言 ・ボランティア・地域団体による外来生物駆除への支援(5回) ・伊吹山自然再生協議会主催の取り組み(2回) ・ネイチャーサポート事業活動団体への支援(8回)
		<p>(3)次代の生物多様性保全を担う人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末まで:びわっこ大使18名を育成 ・平成28年度以降:前回(H20～22)育成した17名と合わせて35名が多様な活動を展開 	<p>○ラムサールびわっこ大使の育成および国際湿地交流への派遣 ＜目標値＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・びわっこ大使 6名育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会の開催 ・びわっこ大使の募集、審査委員会の開催 ・事前学習会の開催 ・ESDのためのKODOMOラムサール国際湿地交流＜琵琶湖＞への派遣 ・ESDユネスコ世界会議関連会議(名古屋)へ派遣 ・報告会の開催

目標項目	目標設定の理由	目標値 (いつまで・どこまで達成するのか)	26年度目標値	目標達成に向けての 実施方策・スケジュール
<p>生物多様性の保全・再生の取り組み推進</p>	<p>◆オオバナミズキンバイなど急速に生育範囲を拡大する外来生物による生態系被害、漁業被害等が深刻化していることから、緊急かつ戦略的な防除対策が必要である。</p> <p>◆鈴鹿国定公園では、ニホンジカの食害による生態系被害が顕著になっており、貴重な植生の保護対策と捕獲を組み合わせた対策の推進により、生態系の維持回復を図る必要がある。</p> <p>◆本県のランドマークである伊吹山の希少な植物がオーバーユースやニホンジカによる食害などにより影響を受けており、保全のためのルールづくりや多様な主体の参加による保全・再生の取り組みが必要である。</p> <p>◆トチノキなどの巨樹・巨木は、その希少性や山村文化の象徴として貴重であり、地域での保全活動への支援と恒久的な保全の仕組みづくりが急務である。</p>	<p>(1) 外来生物の防除対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度末まで：外来水生植物の生態解明、防除法の確立、確実な駆除、外来種リストの作成 ・平成28年度末まで：外来水生植物を管理できる面積まで減少。以後は優先順位に基づく戦略的な対策の推進 	<p>①オオバナミズキンバイ等外来水生生物の防除対策の推進</p> <p><目標値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会開催 2回 ・生態解明および防除法の確立 ・オオバナミズキンバイ駆除面積 65,000㎡ <p>②戦略的な外来生物対策の推進</p> <p><目標値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来種リストの作成 ・対策指針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有・連絡調整(協議会の開催) ・防除計画の策定 ・国交付金の申請・交付 ・委託業務(侵略的外来生物徹底駆除事業)の発注 ・生態解明および防除法の確立(協議会専門部会) ・活動団体、企業等との連携による駆除 ・近畿地方環境事務所による直轄事業との連携・調整
		<p>(2) 鈴鹿における生態系維持回復の取り組み推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度末まで：植生保護対策の実施 ・平成30年度末まで：鈴鹿北部地域における生態系回復を目指す。 	<p>植生保護対策の実施およびニホンジカの捕獲体制の整備</p> <p><目標値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防鹿柵設置 400m ・ニホンジカの有効な捕獲体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿生態系維持回復協議会の開催・関係機関の連携・調整 ・現地調査の実施 ・自然環境整備交付金による植生保護対策、登山道の整備 ・ボランティア等による取り組みの検討・実施 ・普及啓発の実施(シカ被害の実態、取り組みへの理解) ・ニホンジカの捕獲に向けた体制整備(捕獲手法、捕獲体制等)
		<p>(3) 伊吹山の自然再生の取り組み推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度末まで：入山協力金の試行導入 ・平成27年度以降：自律的な伊吹山保全のシステム運営 	<p>伊吹山保全のシステムづくり</p> <p><目標値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入山協力金導入による保全システムの構築 ・協議会の開催 2回 ・ワーキンググループによる検討 3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画、収支予算の作成 ・入山協力金制度の試行実施 ・入山協力金制度の試行結果の検証と本格実施に向けた検討(協議会、ワーキンググループ) ・お花畑再生計画の策定 ・猛禽類観察対象者対策継続実施
		<p>(4) 巨樹・巨木の森の保全・整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末まで：県事業(協定)による保全、活動支援 ・平成28年度以降：新たな保全の仕組みの開始 	<p>①トチノキの保全活動への支援</p> <p><目標値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2団体 42本 <p>②協定期間終了後の保全の仕組み構築</p> <p><目標値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な保全制度の枠組決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における保全団体の育成 ・巨樹・巨木の森整備事業実施への支援 ・貴重な自然や山村文化の発掘・発信 ・保全団体、所有者、関係機関等と保全方法について協議 ・恒久的な保全制度の枠組決定 ・検討した保全策について関係者の調整・合意形成 ・手続の着手